

第 35 回延岡市農業委員会会議録

(令和 5 年 5 月 26 日)

1. 開催日時 令和5年5月26日(金)午前9時30分から

2. 開催場所 本庁舎 2階 講堂

3. 出席委員 16名

出席委員

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	甲斐壽徳	2		3	松田宗史
4	牧野博文	5	緒方武彦	6	林早苗
7		8		9	高橋正二
10	安藤重徳	11	矢野光一	12	星川千鶴代
13	貫藍	14	松下康廣	15	菊池光雄
16	花畑志良一	17	片伯部芳徳	18	原田博史
19	佐藤純子				

4. 欠席委員 3名

5. 出席 農地利用最適化推進委員 21名

出席委員

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	甲斐幸元	2	吉田嘉	3	久富喜良
4	梅田稔夫	5	遠田祐星	6	
7	山田博敏	8	松田成歳	9	酒井渡
10	甲斐秀雄	11	横山博章	12	
13	高橋利喜哉	14	甲斐正太郎	15	甲斐詳三
16	木村俊一	17	田口誠	18	松原学
19	小野厚文	20	矢野政治	21	赤木常信
22	黒田五司	23	甲斐信良		

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案 第 204 号 農地法第3条 使用貸借権の設定について
 議案 第 205 号 農地法第3条 所有権の移転について
 議案 第 206 号 農地法第5条の許可申請について

- 報告 第 135 号 農地法第4条の届出について
 報告 第 136 号 農地法第5条の届出について
 報告 第 137 号 農地法第18条第6項の通知について
 報告 第 138 号 農地法第3条の3第1項の届出について

- 協議 第 48 号 農用地利用集積等促進計画(案)について
 協議 第 49 号 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表(案)について
 協議 第 50 号 令和4年度推進委員等の最適化活動の点検・評価について(別冊)

その他

7. 農業委員会事務局等職員

役 職	氏 名	役 職	氏 名	役 職	氏 名
局 長	工 藤 敬 洋	局長補佐兼 農地係長	佐 藤 友 美	農政係長	菊 池 麻 里 子
		農 地 係 主任主事	清 田 則 生	農 政 係 主 事	永 倉 由 貴
北方産業建設課 主 査	堀 川 裕 貴	北浦産業建設課 専門主事	梅 田 勝 徳	北川産業建設課 主 事 補	甲 斐 健 太

8. 会議の概要

事務局	定刻となりましたので、会長お願い致します。
議長	皆さん、おはようございます。 それでは、ただ今から第 35 回 延岡市農業委員会総会を開催致します。まず始めに事務局より出席確認の報告をお願い致します。
事務局	はい。本日は委員総数 19 名中 16 名の出席でございます。 よって、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により過半数に達していますので、本会が有効に成立していることを報告致します。
議長	本日の議事録署名委員は、委員番号 9 番 高橋正二委員と委員番号 13 番 貫藍委員のお二人をお願いしたいと思います。 本日の予定ですが、議案第 204 号 農地法第 3 条 使用貸借権の設定についてから議案第 206 号 農地法第 5 条の許可申請についてまでの議案 3 件、報告案件 4 件、協議案件 3 件となっています。議案書の確認をお願い致します。 それでは、議案第 204 号 農地法第 3 条 使用貸借権の設定について提案致します。整理番号 1 番および整理番号 2 番について、委員番号 17 番 片伯部芳徳委員より説明をお願い致します。
片伯部委員	17 番 片伯部です。整理番号 1 番および 2 番について説明致します。まず 1 番です。農地の所在は出北、田 1 筆で 1,011 ㎡です。貸人、借人共に長浜町在住の方です。貸人が高齢でもう農業をできず農地を貸すことになったようです。理由は経営規模拡大です。5 月 25 日に横山推進委員、借人、私とで現地確認を致しました。周りは用水路がしっかりしており、借人の方は農業に意欲的で、何も問題ないと思います。 次に整理番号 2 番について説明致します。所在は東浜砂町、田 3 筆、畑 1 筆で合計面積は 2,268 ㎡です。貸人は惣領町在住、借人は無鹿町在住の方です。5 月 25 日に横山推進委員、借人、私とで現地確認を致しました。借人の方は農業に意欲的で、理由は経営規模拡大です。ここも用水路がしっかりしており、何ら問題無いと判断致しました。横の壁面のところの除草をしっかりして地域に迷惑をかけないようにお願いし、借人の方の了解を得ました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議長	次に、判断根拠の説明を事務局よりお願い致します。
事務局	はい。それでは事務局より判断根拠をご説明致します。配付しています農地法第 3 条調査書をご覧ください。調査書の農地法第 3 条第 2 項第 1 号から第 5 号までは事前に事務局の方で調査済みで問題ありませんでした。また、第 6 号につきましては、ただ今、各委員から現地調査の結果報告がありましたが、地域との調和要件など問題無いとの事なので、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上でございます。
議長	ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。

	<p>何かございませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。</p>
委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。</p>
山田推進委員	<p>続きまして議案第 205 号 農地法第3条 所有権の移転について提案致します。整理番号1番から6番について、農地利用最適化推進委員 山田博敏委員より説明をお願い致します。</p> <p>推進委員の山田です。整理番号1番から6番について説明致します。まず1番です。農地の所在は大貫町、畑2筆で面積は 35.61 m²です。譲渡人は静岡県在住、譲受人は大貫町在住の方です。譲受人の状況は 1,737 m²、労力人は2人、理由は農地の有効利用です。現在、譲受人が耕作している堤防の内側の農地と道路の間の非常に狭い三角地です。譲渡人は静岡県在住であり、帰って来れないから譲渡しますということで申請となりました。</p> <p>5月24日、会長、私、譲受人、譲渡人の代理人の方で現地確認を致しました。昔から隣で譲受人が耕作をしており、特に問題はありません。</p> <p>次に整理番号2番3番について一緒に説明致します。農地の所在はどちらも大貫町、2番が田1筆で 604 m²、3番が田1筆で 788 m²です。両方とも令和元年(ワ)第 76 号不動産所有権移転登記手続請求事件となっております。譲受人は本小路在住の方です。譲受人の状況は 798 m²で労力人は1人です。譲受人の兄が本家で元々はこの土地を継いでおりました。そのお兄さんが亡くなられた後、奥さんが相続されましたが、その後裁判となった案件です。弟である譲受人が本家の土地を取り戻したいということで申請となりました。</p> <p>5月24日、会長、譲受人御夫婦、不動産関係者と一緒に現地確認を致しました。耕作されている状態でした。譲受人に聞くと誰が耕作しているのかはわからないとのことでした。今後は中間管理機構を通じて耕作者を見つけるつもりとのことでした。来年からは農業委員会や総合農政課に行き正当な手続きをするように伝え、本人の了解を得ました。</p> <p>次に4番について説明致します。所在は天下町、畑1筆で 396 m²です。譲渡人、譲受人共に天下町在住の方で、譲受人が申請地の隣の畑を所有しています。集約したいということで譲受人が購入することになりました。</p> <p>次に5番について説明致します。所在は天下町、畑1筆で 297 m²です。譲渡人、譲受人共に天下町在住の方です。4番同様に耕作地が隣にある譲受人に譲渡するという申請です。</p> <p>4番5番とも5月24日に会長、私、譲受人で現地確認を致しました。周りが畑で、特に問題無いと思います。</p> <p>次に6番について説明致します。所在は天下町、田2筆で面積は 878 m²です。譲渡人、譲受人共に天下町在住の方です。贈与ということでの申請です。5月24日、会長、私、譲受人で現地調査を致しました。現在も耕作されており、水利関係も問題ないです。調和要件も問</p>

	<p>題無いと思います。</p>
議 長	<p>整理番号1番から6番について皆様のご審議をよろしくお願ひします。</p>
矢野（正） 推進委員	<p>次に、整理番号7番および8番について、矢野正治農地利用最適化推進委員より説明をお願ひ致します。</p>
	<p>推進委員の矢野です。整理番号7番及び8番について説明致します。まず整理番号7番についてです。所在は北川町川内名、田1筆で250㎡です。譲渡人は北川町川内名在住、譲受人は同じ地区に住んでおりましたが現在は日向市在住です。昭和48年頃に売買契約はしていましたが、未登記のままであったため、今回の申請となりました。まわりの土地はほとんど譲受人の土地で、この件については何も問題無いと思います。</p>
	<p>次に8番についてです。所在は北川町川内名、田1筆で219㎡です。譲渡人は北一ヶ岡在住の方と京都市在住の方で、二人は姉弟の関係です。譲受人は北川町川内名在住の方です。理由は経営規模拡大です。</p>
	<p>7番8番とも5月24日、井本委員、私、譲受人とで現地調査を致しました。地域の調和要件も問題無いと思います。皆様のご審議をよろしくお願ひ致します。</p>
議 長	<p>次に、整理番号9番について、委員番号10番 安藤重徳委員より説明をお願ひ致します。</p>
安藤委員	<p>委員番号10番 安藤です。整理番号9番について説明致します。所在は北川町長井、田1筆、畑5筆で合わせて1,488㎡です。譲渡人、譲受人共に北川町長井在住、叔母から甥への贈与になります。家、農地等全て叔母の財産を譲り受けるということになったそうです。</p>
	<p>5月24日、甲斐(信)推進委員、譲受人、私の3名で現地調査を致しました。譲受人のお母さんが耕作している畑を見たり、譲受人本人ともお話ししましたが、農業に対する意欲を非常に感じる事ができました。譲受人は現在、林業を営んでいます。林業は近い将来息子に譲って、自分は高齢化の進んだこの地区の畑で野菜を栽培したいと話されていました。地域との調和要件も問題無いと思います。皆様のご審議をよろしくお願ひ致します。</p>
議 長	<p>次に、整理番号10番について、委員番号12番 星川千鶴代委員より説明をお願ひ致します。</p>
星川委員	<p>委員番号12番 星川です。整理番号10番について説明致します。所在は北浦町三川内、田10筆で合計面積は5,428㎡です。譲渡人は北浦町古江在住、譲受人は北浦町三川内在住の方です。譲受人はプロイラーと水稻を作っており、労力人は2人で理由は贈与です。申請地は譲受人の祖父の時代に事情があって譲渡人が購入しましたが今回、譲渡人から贈与したいと申し出があり、譲り受けることになりました。10筆のうち7筆は譲受人が借りて耕作してきました。残りの3筆は他の方が借りて耕作していたそうです。</p>
	<p>5月22日、私、小野推進委員、譲受人の3人で現地調査を致しました。譲受人が借りている7筆は現在も米を作っていました。しかし残りの3筆は長年耕作されておらず、カヤが生い茂っていました。譲受人は田として申請したいとのことなので、草刈等の整備をするように指導しました。</p>

<p>議 長</p> <p>貫 委 員</p>	<p>5月25日、再度現地調査を致しました。3日間できれいに草刈を行っていました。今後、カヤの株などを取るために機械を入れて整備するそうです。川のすぐ横なので水は問題ないとのことです。譲受人は農業に対する経験や意欲は十分であり、地域との調和要件も問題無いと思います。皆様のご審議をよろしくお願い致します。</p> <p>次に、整理番号11番について、委員番号13番 貫 藍委員より説明をお願い致します。</p> <p>委員番号13番 貫です。整理番号11番について説明致します。所在は二ツ島町、畑2筆で805㎡です。譲渡人は無鹿町在住の方、譲受人は二ツ島町在住の方です。理由は経営規模拡大です。</p>
<p>議 長</p> <p>事 務 局</p>	<p>5月24日、譲受人、吉田推進委員、私とで現地調査を致しました。広い方の畑は事前相談があり、4月初めより改善指導を行なってきました。現地調査では特に問題は無く、地域との調和要件も問題ありません。今朝、申請地の前を通ってきましたが、きれいに草を刈っていました。譲受人は農業に対する意欲や経験は十分であり、特に問題は無いと思いますので、皆様のご審議の程よろしくお願い致します。</p> <p>次に、判断根拠の説明を事務局よりお願い致します。</p> <p>はい。それでは事務局より判断根拠をご説明致します。配付しています農地法第3条調査書をご覧ください。調査書の農地法第3条第2項第1号から第5号までは事前に事務局の方で調査済みで問題ありませんでした。また、第6号につきましては、ただ今、各委員から現地調査の結果報告がありましたが、地域との調和要件など問題無いとの事なので、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>何かございませんか。</p> <p>はい。委員番号2番 矢野光一委員。</p>
<p>矢野(光)委員</p>	<p>2番 矢野です。整理番号5番6番についてお伺い致します。5番で経営規模拡大のために297㎡の農地を譲り受けるという申請があり、次の6番では5番の譲受人が878㎡の農地を贈与するという申請だと思います。5番で譲り受けて6番で譲渡すると、結果的に農地面積は減るので、こういう場合に経営規模拡大という理由で申請できるのかを教えてくださいたいのですが。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>5番の譲受人の方は先月にも農地を取得されています。今、交換等での集約を色々考えていらっしゃるということで、経営規模拡大で間違い無いと思います。</p>
<p>矢野(光)委員</p>	<p>わかりました。ありがとうございます。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>他にありませんか。</p> <p>異議なし。</p>

議	長	異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。
委	員	(挙手)
議	長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。
		続きまして、議案第 206 号 農地法第5条の許可申請について提案致します。この案件は県に進達する分です。それでは、整理番号1番について、委員番号3番 松田宗史委員より説明をお願い致します。
松田(宗)委員		委員番号3番、松田です。整理番号1番について説明致します。農地の所在は高野町、畑1筆で 286 m ² です。譲渡人、譲受人共に高野町在住の方です。
		5月 24 日、私、松田(成)推進委員、県担当者、事務局2名、譲受人で現地調査を致しました。申請地は前の所有者が埋め立てた土地で、家を建てる時に正式に許可を取ってなかったことがわかり、追認申請に至ったということです。駐車場、庭を作りたいということです。地図で言うと申請地の右側に排水路があります。耕作に影響がでてはいけませんので、ここに泥等を持ち込まないようにするよう指導しました。皆様のご審議をよろしくお願い致します。
議	長	次に、整理番号2番および3番について、委員番号4番 牧野博文委員より説明をお願い致します。
牧野委員		委員番号4番 牧野です。整理番号2番および3番について説明を致します。まず2番です。農地の所在は中三輪町、畑2筆で 226 m ² です。譲渡人は中三輪町在住、譲受人は長浜町在住の方です。
		5月 24 日、事務局2名、県担当者1人、私、甲斐(秀)推進委員、譲受人の6名で現地調査を致しました。この申請地は平成 22 年頃に譲受人が購入し、住宅の登記は済んでますが、今回転売するにあたり庭として利用していた土地の登記がまだとわかったため、追認申請となりました。近くに農地はなく、何も問題無いと思います。
		次に整理番号3番について説明致します。所在は小野町、畑1筆で 952 m ² です。譲渡人は北九州市在住、三須町在住、西階町在住の3人です。譲受人は平原町在住の方です。20 年以上前から譲受人の方が借り受けて運送業の駐車場として使用しておりました。
		5月 24 日、事務局2名、県担当者1人、私、甲斐(秀)推進委員、譲受人の6名で現地調査を致しました。土砂など流れないように砂利を敷いて駐車場として利用しておりました。道路挟んで向かい側には田がありますが、何ら問題ないと判断致しました。 皆様のご審議をよろしくお願い致します。
議	長	次に、整理番号4番について、委員番号 16 番 花畑志良一委員より説明をお願い致します。
花畑委員		委員番号 16 番 花畑です。整理番号4番について説明致します。所在は北方町川水流、畑1筆で 244 m ² です。譲渡人は大貫町在住、譲受人は北方町川水流在住の方です。譲渡人は昨年のお水害で家が半壊状態になり、今は大貫町で暮らしております。しばらくは帰ってこないということです。譲受人が建築業をしており、隣である申請地を買い受けて資材置場等を作りたいという申請です。

<p>議 長</p> <p>事 務 局</p>	<p>5月24日、木村推進委員、事務局2名、県担当者、譲受人、代理人の方、私の計7名で現地調査を致しました。何も問題無いと思います。皆様のご審議をよろしくお願い致します。</p> <p>次に「農地区分」について、事務局より説明をお願い致します。</p> <p>はい。農地区分につきまして説明致します。</p> <p>整理番号1番につきましては、周辺に10ha以上の農地が広がる一団の農地の区域内にある第1種農地となります。なお、申請地周辺には家屋が連なっていることから、日常生活上必要な施設として集落接続の例外規定に該当し、立地基準に問題ないと判断致しました。</p> <p>また、一般基準につきましては、既に通路・駐車場・庭への転用済となっている追認申請であり、始末書なども提出されております。資力や実現性、面積も妥当であり、周辺農地に係る営農条件への支障はなく許可相当と判断致しました。</p> <p>次に、整理番号2番につきましては、宅地で分断された生産性の低い第2種農地となり、立地基準に問題ないと判断しました。また、一般基準につきましては、駐車場・庭への転用済となっている追認申請であり、始末書なども提出されております。資力や実現性、面積も妥当であり、周辺農地に係る営農条件への支障はなく許可相当と判断致しました。</p> <p>次に、整理番号3番につきましては、周辺に10ha以上の農地が広がる一団の農地の区域内にある第1種農地となります。第1種農地の転用につきましては原則不許可となっておりますが、業務上必要な施設として集落接続の例外規定に該当し、立地基準に問題ないと判断致しました。また、一般基準につきましては、既に運送事業者の駐車場への転用済となっている追認申請で、始末書なども提出されております。周辺農地に係る営農への支障はなく許可相当と判断致しました。</p> <p>次に、整理番号4番につきましては、宅地で分断された生産性の低い第2種農地となり、立地基準に問題ないと判断しました。</p> <p>また、一般基準につきましては、資力や実現性、面積は妥当なものであり、周辺農地への営農の影響は無く許可相当と判断致しました。</p> <p>以上、ご審議をよろしくお願い致します。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>何かございませんか。</p>
<p>委 員</p>	<p>異議なし。</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしという事なので、この許可申請につきましては県に進達致します。</p> <p>以上で議案の審議は終了します。引き続き報告事項について事務局よりお願い致します。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>それでは、事務局より報告事項について説明致します。はじめに報告第135号、農地法第4条の届出についてでございます。この報告は自己所有農地の転用となっております。</p> <p>議案書に記載しております1件の届出があり、田が1筆の88㎡の転用となっております。</p>

	<p>次に、報告第 136 号、農地法第5条の届出について説明致します。この報告は権利の移動を伴った農地転用になります。議案書に記載しておりますが、10 件の届出があり、田が 5 筆の 2,037 m²、畑が 12 筆の 2,075 m²、計 17 筆の 4,112 m²の転用となっております。</p> <p>次に、報告第137号、農地法第18条第6項の通知について説明致します。この報告は権利設定の合意解約分です。 議案書に記載しております1件の届出があり、田が5筆の 4,158 m²の合意解約となっております。</p> <p>次に、報告第 138 号、農地法第3条の3第1項の届出について説明いたします。この報告は相続等により農地の権利を取得したものです。 議案書をご覧ください。今回6件の届出があり、田が 22 筆の 14,789.91 m²、畑が6筆の 1,537 m²、計 28 筆の 16,326.91 m²となっております。 なお、内容につきましては議案書に記載したとおりですが、現況が農地以外となっている土地につきましては不受理とし、文書等で指導していきたいと考えております。 以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より報告がありましたが、報告内容について、ご質問はございませんか。</p> <p>無いようなので報告を終わります。 次に協議第 48 号 農用地利用集積等促進計画(案)について、事務局よりご説明をお願い致します。</p>
事 務 局	<p>こちらは、中間管理権の設定分についての集積、促進計画となります。 議案書の 24 ページから 26 ページになりますが、 まず、整理番号1番から 16 番が伊形地区。 次に、整理番号 17 番から 23 番までが行藤地区。 次に、整理番号 24 番が東海地区。 次に、整理番号 25 番から 29 番までが個別案件での促進計画となっております。</p> <p>今回の促進計画では、26 ページの表下にあるとおり 11 人の出し手から 29 筆、20,190 m²の農地を個人8人と2法人に配分します。以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がありましたが、説明内容についてご質問はございませんか。</p> <p>質問も無いようですので、本件につきましては承認されたものと致します。</p> <p>次に協議第 49 号 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表(案)について、事務局よりご説明をお願い致します。</p>
事 務 局	(事務局説明)
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がありましたが、説明内容についてご質問はございませんか。</p> <p>はい。松原推進委員。</p>
松原推進委員	<p>推進委員の松原です。2点、伺います。 まず、集積面積という時の集積面積の定義です。中間管理機構を通して集積したものを含</p>

	<p>むのはわかるのですが。個人的に集積したもの、高齢の人に頼まれて耕作するような場合に集積していくものも含まれるのかということ。</p> <p>もう1点は、各委員さんが提出された点検・評価があるのですが、この中に「総会で出された意見」というところが全くの白紙です。私は去年の総会で、新規就農者のサポート制度を作ってくれ等の意見を言ったと思うのですが、こういうことが全然反映されていないのはショックです。</p> <p>ありがとうございます。まず1点目の集積率ですが、この最適化活動の点検・評価の中で言う農地の集積率というのは定義があります。認定農業者、認定新規就農者、延岡市が作っております基本構想水準到達者、集落営農経営の4つに限られております。その方々に集まった農地の面積／耕地面積が集積率となります。今 18%程度の集積率を上げていくためには、認定農業者等を増やしていくか、認定農業者等の耕地面積を増やしていくしかないのではと思っております。その他、法人等が参入してきてくれると集積率が上がるのではないかと思います。</p> <p>県南や県央では集積率が 70%とかの水準ですが、そういうところはやはり平野地が多く認定農業者や構想達成者等が多いことから集積率が高くなっています。一方、県北等はそういう方々が少ないということと、農地の条件が比較的悪く、集積が進みにくいという状況にあります。</p> <p>2点目については後ほど説明させていただきます。</p>
議 長	<p>他にありませんか。 委員番号3番、松田宗史委員。</p>
松田(宗)委員	<p>3番 松田です。違反転用への対応というのがあります。違反転用面積が 7.8ha で、違反転用解消面積が 1.5ha となっておりますが、我々農業委員が現地調査したり、違反だから現状を元に回復して下さいと言っても、権限が弱いことがあり県に委ねるしかありません。田、畑を埋めてしまい、その後で追認ということになります。現状は埋めたもの勝ち、やった者勝ちということになっていると思います。権限をもっと強化するとか、条例をもっと厳しくするとか、何らかの方策を考えた方がいゝのではないかと思います、いかがでしょうか。</p>
議 長	<p>はい、事務局。</p>
事 務 局	<p>私は4月に新任で参りまして色々な農地、違反転用等も見させていただきましたが、非常に由々しい問題だと考えております。せっかくいゝ耕地、農地が広がっているのにほんの1筆だけ埋め立てである、というところが散見されます。言われることは重々承知しておりますが、法を逸脱して私たちが何かをするということではできません。</p> <p>守るべき農地は守らなければならない、絶対守っていかなければならない、ということで県とも協議しながら、色々な違反転用の現地をまわって指導しているところです。なかなか一朝一夕には解決できないのですが、一つ一つ粘り強く地権者に当たって解決していきたいと考えております。よろしく願います。</p>
議 長	<p>はい。事務局。</p>
事 務 局	<p>私の方からは一つお願いがあります。今日の議案の中にも平成22年頃に転用されたとい</p>

<p>議 長</p> <p>原 田 委 員</p>	<p>う追認がありました。追認というのは後から認めるということです。ということは当時の農業委員さんはこの件を見逃していたのではないかということです。ですから農業委員さん、推進委員さんは農地パトロールをして、ここは違反転用になりそうだとところは事務局に相談して頂き、事務局で地権者と協議をするなりしていきたいと思います。そうすれば今後 10 年くらい経った時に、令和5年頃に埋め立てられた追認です、ということは無くなると思います。全部が全部防げるとは思いませんが、そういう姿勢で日頃の農地パトロールをして頂けると助かると思います。よろしくお願ひ致します。</p> <p>他にありませんか。</p> <p>委員番号 18 番 原田委員。</p>
<p>原 田 委 員</p>	<p>③実績の緑区分の遊休農地の解消実績面積が 0ha で、④のその他の令和5年2月の緑区分の遊休農地が 10.1ha とあるのはどういう絡みなのかわからないのですが。</p> <p>もう 1 つは活動強化月間の実績というのがありますが、こういうところの絡みはどうなっているのでしょうか。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>令和3年度の緑区分の遊休農地面積が 0ha とあり、これが基準となりますので、③は 0ha となります。④その他の方ですが、緑区分の遊休農地が 10.1ha とあるのは、昨年皆さんにして頂いた調査の結果を載せています。</p> <p>次に活動強化月間の設定ということで3回を設けています。最適化活動というのは最適化交付金に影響があり、活動強化月間を3ヶ月設定するようになっていきます。去年始まった新しい制度なので、皆さんの方にあまりお伝えできなかったという反省があります。令和5年度も同じ 11 月、12 月、1 月を設けていますが、具体的な取り組みをしたいと思っております。その際は皆さんにお知恵を頂きたいと思っております。</p>
<p>議 長</p>	<p>他にありませんか。</p> <p>質問も無いようですので、本件につきましては承認されたものと致します。</p> <p>次に、別冊になりますが、協議第 50 号 令和4年度推進委員等の最適化活動の点検・評価について、事務局よりご説明をお願ひ致します。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>(事務局説明)</p>
<p>議 長</p> <p>花 畑 委 員</p>	<p>ただ今、事務局より説明がありましたが、何かご意見等はございませんか。</p> <p>はい。委員番号 16 番 花畑委員。</p> <p>委員番号 16 番 花畑です。「総会へ出席して意見を述べた場合に○」という欄に全員○を記入してないのは何故か教えて下さい。今までも今日のように色々な質問、意見がでています。それなのにこの欄に誰も○を記入していないのは何故でしょうか。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>ここで言う「総会へ出席して意見を述べた場合」というのは、農業委員さんが発言しても○はつきません。そもそも農業委員さんは総会へ出席して意見を述べ協議することが前提だからです。一方推進委員さんは農業委員会から意見を求められたり、総会で意見を述べる</p>

	<p>ことができるので、推進委員さんが発言されると○をつけられます。</p> <p>今回、○が一つもついていなかったようですが、活動記録簿に総会でこういう発言をしたと記載をしていただくと記入漏れがないかの確認をしやすくなると思います。</p>
議長	はい。委員番号3番 松田(宗)委員。
松田(宗)委員	3番 松田です。自己評価の欄がありますが、農業委員、推進委員から見た市の農政に対する評価、県の農政に対する評価、国の農政に対する評価というものを設けたらどうでしょうか。
事務局	色々ご意見はあると思いますが、これは様式が決まっております。申し訳ないですが、変更することはできません。
議長	委員番号18番 原田委員。
原田委員	最適化交付金を受けるには活動強化月間を3回設定するようにとあるから、という先ほどの説明では納得できないものがあります。
	<p>それから私も人・農地プランの現場に色々な時期にいきましたが、行政のやる気が私たちに伝わってこないのです。県南、県央の集積率の高さなど先ほどお話にもありました。確かに県北は山あいの土地が多く、兼業農家も多いので、県南、県央の農業とは状況が全く違います。今は集積率もだいぶ上がってきていますが、沖田のほ場整備では地元の人と一緒に若手担い手に耕作しやすい農地を渡そうとしているところです。私の担当している栗野名地区はイノシシ、シカの被害は無いですが、山すそは全部荒れてしまっています。そういう農業全体を根本的に考えないと農業委員をやっていて空しいと感じます。農業委員会ももう少し農政をリードしてほしいです。そういうことを頭に入れていってほしいです。</p>
事務局	ありがとうございます。まさしくおっしゃる通りで私たちも何とかしなければならぬと思っております。先ほどお話した3カ月間の活動強化月間については委員の改選後に遊休農地の解消に向けてどのような取り組みをしていくかを皆さんと話をしたいと思っております。令和5年度については3ヶ月の強化月間を設け、皆さんに活動して頂きたいと思っております。
議長	はい。委員番号3番 松田宗史委員。
松田(宗)委員	委員番号3番 松田です。原田委員の意見を聞いて思い出したのですが、人・農地プランをやっていると、農道が狭いのです。最近トラクターや農機具が大型化していて離合できないところが多いです。人・農地プラン等を話し合うときには土木課もよんでもらいたいのですが。
事務局	お答えします。農道に関しては総合農政課が担当になって農業土木の担当者がおりますので、例えば集落内で農道のここに改良が必要だという場合、地域計画の作成段階で提案していただければいいと思います。
議長	他にありませんか。
	色々な意見が出ましたが、大体皆さんにご理解していただけたのではないかと思います。

他に意見も無いようですので、本件につきましては事務局の案を採用し、委員の皆様
に通知するものといたします。

次に「その他」ですが、何かございませんか。

では、事務局より連絡事項についてお願い致します。

事務局
議長

(事務局より説明)

以上を持ちまして第 35 回、延岡市農業委員会総会のすべてを終了致します。

会議の顛末を記した記録に相違ないことを認めここに署名する。

会長 甲斐壽徳

9番 高橋正二

13番 貫藍